

平成 31 年度  
富山県社会福祉協議会 介護福祉士等修学資金のご案内

## 介護福祉士・社会福祉士を目指す

### あなたを支援する制度です。

これから福祉・介護分野への就職を目指す方を学費の面からサポートすることを目的につくられた制度です。

#### ■ 修学資金の概要

##### 1. 貸与対象者（下記の条件にすべてに該当する者）

- (1) 文部科学大臣及び厚生労働大臣が指定した学校又は知事が指定した養成施設に在学している者
- (2) 学業優秀な者又は卒業後に中核的な介護職として就労する意欲があり、介護福祉士資格取得に向けた向学心があると認められる者であって、家庭の経済状況から真に修学資金の貸与が必要であると認められる者
- (3) 県内に住民登録をしている者又は養成施設入学前に県内に1年以上住所を有していた者
- (4) 養成施設を卒業後、介護福祉士又は社会福祉士の資格を取得し、富山県内において介護福祉士又は社会福祉士として介護の業務又は相談援助の業務に従事しようとする者

※ 原則として、この貸付制度と、国の補助金が含まれている他の奨学金・貸付制度等との併給はできません。

##### 2. 貸与額

- (1) 修学費月額 50,000 円以内
- (2) 入学準備金 200,000 円
- (3) 就職準備金 200,000 円
- (4) 生活費加算 加算額は、貸付対象者の貸付申請時における年齢及び住居地に対応する区分の額を基本として加算（月額 34,000 円～38,000 円程度）
- (5) 国家試験受験対策費 40,000 円/年額

※介護福祉士養成施設卒業年度に介護福祉士国家試験を受験する意思のある者

3. 募集定員 18 名程度（審査会において決定）

4. 連帯保証人 1 名必要

5. 貸与期間 平成 31 年 4 月から養成施設を卒業するまで（ただし、正規の修学年限）

6. 貸与利子 無利子

##### 7. 返還免除

養成施設を卒業した日から 1 年以内に富山県内において介護福祉士・社会福祉士として業務に従事し、その期間が 5 年間に達した場合

##### 8. 申込み方法等

申請には養成施設の推薦が必要となります。入学後、養成施設において申請者を取りまとめ、養成施設を通じて必要書類を提出していただきます。（平成 31 年 4 月 26 日消印有効）

#### お問合せ先

社会福祉法人富山県社会福祉協議会 富山県健康・福祉人材センター  
〒930-0094 富山市安住町 5 番 21 号 富山県総合福祉会館（サンシップとやま） TEL076-432-6156